

岐阜県公報

号 外 (四) 平 成 十 九 年 四 月 一 日

目 次

規 則

○岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(職員厚生課)

ページ

○岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

(同)

四

告 示

○岐阜県職員退隠料給与条例施行細則及び岐阜県恩給及退隠料給与手続の一部改正

(同)

七

○岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示の一部改正

(同)

七

○岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める施設の指定に関する告示の一部改正

(同)

八

○岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示の一部改正

(同)

八

訓 令

○岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(同)

八

規 則

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十二号の二

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年岐阜県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条の二第二項ただし書」を「第二条の二第一項第二号及び第三号並びに第二項ただし書」に改め、「第八条ただし書」の下に「第十条の二」を加え、「第二十三条、付則第二条の四第一項」を「並びに第二十三条並びに付則第二条の四第一項」に改める。

第二条の二を第二条の五とし、第二条の次に次の三条を加える。

（公務上の災害の範囲）

第二条の二 公務上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障害及び死亡並びに地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号。以下「省令」という。）別表第一に掲げる疾病とする。

（通勤による災害の範囲）

第二条の三 通勤による災害の範囲は、通勤に起因する負傷、障害及び死亡並びに次に掲げる疾病とする。

一 通勤による負傷に起因する疾病
二 前号に掲げるもののほか、通勤に起因することが明らかな疾病
(就業の場所から勤務場所への移動等)
第二条の四 条例第二条の二第一項第二号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。
一 一の勤務場所から他の勤務場所への移動
二 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動
イ 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三条第一項の適用事業に係る就業の場所
ロ 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条第一項に規定する職員の勤務場所
ハ その他勤務場所並びにイ及びロに掲げる就業の場所に類するもの
2 条例第二条の二第一項第二号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。
一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十八条第一項
二 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定
3 条例第二条の二第一項第三号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第一項に規定する職員と均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。
第七条の二第一号中「監獄」を「刑事施設」に改め、「拘留されている場合」の下に「労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合」を加える。
第十一条第一項中「(昭和四十二年法律第二百一十一号)」を削る。
第十七条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号及び第九号を削り、第十号を第七号とし、第十一号から第二十一号までを三号ずつ繰り上げ、第二十二号を削る。
第二十四条の二第二項中「第六十九条の七」を「第三条第二項」に改める。
付則第五項中「障害の等級」を「障害等級」に、「第二十九条第六項」を「第二十九条第八項」に改める。
付則第六項第一号中「以上の等級」を「以上の障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項第二号中「以下の等級」を「以下の障害等級」に、「障害の等級」

を「障害等級」に、「地方公務員災害補償法施行規則(昭和四十二年自治省令第二十七号)」を「省令」に改める。
別記第二号様式注意事項を次のように改める。
[注脚事項]
1 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、直筆による署名をすることができ。
2 「5 療養を受けようとする指定医療機関等」の欄には、請求者が療養を受けようとする指定医療機関等の住所及び名称を記載し、現在療養を受けている指定医療機関等を記載しようとする場合は、新旧の指定医療機関等の住所及び名称を記載すること。
別記第三号様式注意事項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同様式注意事項に第一号として次の一号を加える。
1 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、直筆による署名をすることができ。
別記第三号様式の二注意事項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同様式注意事項に第一号として次の一号を加える。
1 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、直筆による署名をすることができ。
別記第四号様式注意事項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同様式注意事項に第一号として次の一号を加える。
1 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、直筆による署名をすることができ。
別記第四号様式の二注意事項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。
1 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、直筆による署名をすることができ。
別記第五号様式注意事項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同様式注意事項に第一号として次の一号を加える。
1 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、直筆による署名をすることができ。
別記第六号様式注意事項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二

号とつ、同号の前に次の一号を加える。

- 1 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることが出来る。

別記第六号様式の二注意事項中第四号を第五号とつ、第一号から第三号までを一号として繰り上げ、同様式注意事項に第一号とつ次の一号を加える。

- 1 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることが出来る。

別記第七号様式注意事項中第五号を第六号とつ、第一号から第四号までを一号として繰り上げ、同様式注意事項に第一号とつ次の一号を加える。

- 1 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることが出来る。

別記第七号様式の二注意事項中第四号を第五号とつ、第一号から第三号までを一号として繰り上げ、同様式注意事項に第一号とつ次の一号を加える。

- 1 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることが出来る。

別記第十号様式の三注意事項中第四号を第五号とつ、第一号から第三号までを一号として繰り上げ、同様式注意事項に第一号とつ次の一号を加える。

- 1 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることが出来る。

「注 1

別記第八号様式中「注 請求者は、 印の欄には記入しないこと。」とある

2

「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることが出来る。

2

請求者は、 印の欄には記入しないこと。

」

別記第九号様式注意事項中第五号を第六号とつ、第一号から第四号までを一号として繰り上げ、同様式注意事項に第一号とつ次の一号を加える。

- 1 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることが出来る。

別記第十号様式注意事項中第三号を第四号とつ、第一号を第三号とつ、第二号を第一号とつ、同号の前に次の一号を加える。

- 1 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることが出来る。

とが出来る。

別記第十一号様式注意事項中第三号を第四号とつ、第一号を第三号とつ、第二号を第一号とつ、同号の前に次の一号を加える。

- 1 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることが出来る。

別記第十二号様式注意事項中第四号を第五号とつ、第一号から第三号までを一号として繰り上げ、同様式注意事項に第一号とつ次の一号を加える。

- 1 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることが出来る。

別記第十三号様式注意事項中第二号を第三号とつ、第一号を第二号とつ、同号の前に次の一号を加える。

- 1 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることが出来る。

別記第十四号様式注意事項第九号中「10万円」を「20万円」と改める。

別記第十五号様式注意事項中第二号を第三号とつ、第一号を第二号とつ、同号の前に次の一号を加える。

- 1 「報告者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることが出来る。

別記第十五号様式の二注意事項中第二号を第三号とつ、第一号を第二号とつ、同号の前に次の一号を加える。

- 1 「報告者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることが出来る。

別記第十六号様式注意事項中第二号を第三号とつ、第一号を第二号とつ、同号の前に次の一号を加える。

- 1 「報告者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることが出来る。

「

休	養
ア	タ
ク	ア
休	業
援	護
金	
在宅介護を行う介護人の派遣	

別記第十七号様式福祉事業記録簿の「出張回数

介護用機器	
在宅介護のための住宅	

ア	タ	ー
休	業	援
在宅介護を行う介護		

「	長期	
い、	身体	

家族介護者援護金				
障害者用自動車				

長期家族介護者援護金			
------------	--	--	--

に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第十七条第一項各号の規定は、次の各号に掲げる福祉事業について当該各号に定める日以後に行うべき事由が生じた福祉

事業について適用し、同日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。

- 一 この規則による改正前の岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第十七条第一項第八号の福祉事業 平成十六年四月一日
 - 二 旧規則第十七条第二項第九号及び第二十二号の福祉事業 平成十八年四月一日
 - 三 旧規則第十七条第二項第四号の福祉事業 平成十九年四月一日
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、新規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県規則第四十二号

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

岐阜県職員被服貸与規則（昭和四十六年岐阜県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「貸と期間が満了したとき又は退職、休職若しくは死亡」を「退職、休職又は死亡」に改め、同条に次の一項を加える。

2 所属長は、貸与期間が満了した貸与被服については、損耗の程度により、使用に耐えると認めるときは同一貸与職員に引き続き使用させるものとし、使用に耐えないと認めるときは新たな被服を貸与するものとする。

別表消防課の部中「二年」を「三年」に改め、同表総務部税務課の部を削り、同表総務部管財課の部中「11」を「10」に改め、同表総合企画部情報企画課の部を削り、同表環境生活部廃棄物対策課の部中「13」を「11」に、「二年」を「三年」に改め、同表環境生活部不法投棄監視課の部中「14」を「12」に、「二年」を「三年」に改め、同表環境生活部地球環境課の部中「15」を「13」に、「二年」を「三年」に改め、同表健康福祉部業務水道課の部中「16」を「14」に、「二年」を「三年」に改め、同表産業労働部

産業政策課の部中「17」を「15」に、「2年」を「3年」に改め、同表農政部農業技術課の部中「18」を「16」に改め、同表農政部農地計画課の部を削り、同表林政部林政課の部20の項を削り、同部21の項中「21」を「17」に、「2年」を「3年」に改め、同部22の項中「22」を「18」に改め、同表林政部農産材流通課の部中「23」を「19」に、「2年」を「3年」に改め、同表林政部森林整備課の部中「24」を「20」に、「2年」を「3年」に改め、同表林政部治山課の部中「25」を「21」に、「2年」を「3年」に改め、同表農土整備部建設政策課の部中「26」を「22」に、「2年」を「3年」に改め、同表農土整備部技術検査課の部27の項を削り、同部28の項中「28」を「23」に、「2年」を「3年」に改め、同表農土整備部河川課の部中「29」を「24」に改め、同表都市建設部街路公園課、下水道課、建築指導課、公共建築住宅課、水道企業課の部中「30」を「25」に、「2年」を「3年」に改め、同表出納事務局出納管理課の部及び東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所の部を削り、同表農土整備部河川課の部中「34」を「26」に改め、同部35の項中「35」を「27」に、「2年」を「3年」に改め、同表自動車税事務所、飛騨県税事務所自動車税出張所の部中「36」を「28」に改め、同表振興局の部中「37」を「29」に、「38」を「30」に、「39」を「31」に改め、同表保健環境研究所の部中「40」を「32」に改め、同部41の項中「41」を「33」に、「3着」を「2着」に、「2着」を「1着」に改め、同部42の項中「42」を「34」に改め、同表産業技術センター、生産情報研究所、セラミックス研究所、生活技術研究所の部中「生産情報研究所」を「機械材料研究所、情報技術研究所」に改め、同部43の項中「43」を「35」に改め、同部44の項中「44」を「36」に、「産業技術センター」の射出成形機金型取扱作業、製織、編成等取扱作業又は金屬加工作業に従事する職員を「機械材料研究所の職員」に改め、同部45の項中「45」を「37」に改め、同表農業技術センター、中山間農業研究所、生物工学研究所の部中「46」を「38」に、「47」を「39」に改め、同表畜産研究所の部中「48」を「40」に、「49」を「41」に改め、同表河川環境研究所の部50の項中「50」を「42」に、

一着	一着
一年	三年

を

防寒服

一着 三年

に改

防寒服	白衣
-----	----

め、同部51の項中「51」を「43」に改め、同表森林研究所の部中「52」を「44」に改め、同表保健所の部中「53」を「45」に、「54」を「46」に、「55」を「47」に、「56」を「48」に、「57」を「49」に、「58」を「50」に、「59」を「51」に、「60」を「52」に、「61」を「53」に、「62」を「54」に、「63」を「55」に改め、同表衛生専門学校、看護専門学校、病院、精神保健福祉センターの部64の項中「64」を「56」に改め、同部65の項中「65」を「57」に改め、同部66の項中「66」を「58」に、

看護帽	看護衣	予防衣

二個	二個	二個
一年	一年	一年
女性職員に限る		

を

看護衣	看護衣	看護衣
二着	二着	二着
一年	一年	一年

に

くつ	くつ
----	----

下

六足 一年

二足 一年

を

くつ

二足 一年

に改め、同部67の項中「67」を「59」に改め、同部68の項中「68」を「60」に改め、同部69の項中「69」を「61」に改め、同部70の項中「70」を「62」に改め、同表食肉衛生検査所の部中「71」を「63」に、「72」を「64」に改め、同表身体障害者更生相談所の部中「73」を「65」に改め、同表知的障害者更生相談所、希望が丘学園、わかあゆ学園の部74の項中「74」を「66」に改め、同部75の項中「75」を「67」に、

予防衣
くつ下

二着	一年
五足	一年

を
予防衣

二着
一年

に改

め、同部76の項中「76」を「68」に改め、同部77の項中「77」を「69」に改め、同部78

の項中「78」を「70」に、

看護帽	二個	一年
看護衣	二着	一年
予防衣	三着	一年
くつ下	五足	一年

を

看護衣
予防衣

に改め、同部79の項中「79」を「71」に、「一年」

二着	一年
三着	一年

を「二年」に改め、同部80の項中「80」を「72」に、

スポーツウェア (上・下)	一着
くつ下	三足
運動ぐつ	一足
長ぐつ	一足

一年	あわゆる職員
一年	あわゆる職員
一年	あわゆる職員
二年	あわゆる職員

を

スポーツウェア (上・下)	一着	二年
運動ぐつ	一足	二年
長ぐつ	一足	三年

あわゆる職員
に改め、同表子ども相

談センターの部中「81」を「73」に、

スポーツウェア (上・下)	一着	一年
くつ下	五足	一年

を

スポーツウェア
(上・下)
一着
二年

に改め、同表計量検定所の部中「82」を

「74」に改め、同表国際たくみアカデミー、木工芸術スクールの部中「83」を「75」に改め、同表農林事務所の部中「84」を「76」に、「85」を「77」に改め、同表農業改良普及センターの部中「86」を「78」に改め、同表病害虫防除所の部中「87」を「79」に、「二年」を「二年」に改め、同表農業高等学校の部88の項中「88」を「80」に改め、同部

89の項中「89」を「81」に、

防除衣	一着	二年
防除用マスク	二個	一年

農業布の作業に
従事する職員
に改め、同表

を

防除

衣

一着
二年

農業布の作業に
従事する職員
に改め、同表

に改め、同表家畜保健衛生所の部中「90」

に限る。

を「82」に改め、同表森林文化アカデミーの部中「91」を「83」に改め、同表土木事務所の部中「92」を「84」に、「93」を「85」に改め、同表東海環状自動車道事務所の部中「94」を「86」に、「95」を「87」に改め、同表阿多岐ダム管理事務所の部中「96」を「88」に改め、同表長良川上流河川開発工事事務所、宮川上流河川開発工事事務所の部中「97」を「89」に改め、同表岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所の部中「98」を「90」に改め、同表流域浄水事務所の部中「99」を「91」に、「100」を「92」に改め、同表建築事務所の部中「101」を「93」に、「94」を「95」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百六十号

岐阜県職員退隠料給与条例施行細則（昭和八年岐阜県告示第四百五十一号）及び岐阜県恩給及退隠料給与手続（昭和九年岐阜県告示第百十九号）の一部を次のように改正する。

平成一九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

（岐阜県職員退隠料給与条例施行細則の一部改正）

第一条 岐阜県職員退隠料給与条例施行細則（昭和八年岐阜県告示第四百五十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「吏員」を「職員」に改める。

第三十八条中「毎年」を削る。

（岐阜県恩給及退隠料給与手続の一部改正）

第二条 岐阜県恩給及退隠料給与手続（昭和九年岐阜県告示第百十九号）の一部を次の

ように改正する。

第一条第六号中「吏員」を「職員」に改める。

第九号様式及び第十号様式中「岐阜県有給吏員退隠料給与条例」を「岐阜県職員退隠料給与条例」に改める。

附 則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

岐阜県告示第二百六十一号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示（平成四年岐阜県告示第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、平成十九年四月一日（以下「適用日」という。）以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二 十 歳 未 満	四、二二九円	一三、四六七円
二十歳以上二十五歳未満	四、八四七円	一三、四六七円
二十五歳以上三十歳未満	五、七四四円	一三、四六七円
三十歳以上三十五歳未満	六、四七八円	一六、二四五円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇六二円	二〇、〇八四円
四十歳以上四十五歳未満	七、二二三円	二二、五九一円
四十五歳以上五十歳未満	六、九七三円	二二、九四一円

五十歳以上五十五歳未満	六、四七九円	二四、一六四円
五十五歳以上六十歳未満	五、八四三円	二三、九二八円
六十歳以上六十五歳未満	四、五三九円	二二、一六四円
六十五歳以上七十歳未満	四、一〇〇円	一四、六〇八円
七十歳以上	四、一〇〇円	一三、四六七円

岐阜県告示第二百六十二号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める施設の指定に関する告示（平成八年岐阜県告示第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、平成十八年十月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

本則中「第十条の二第二号」を「第十条の二第三号」に改め、第三号を次のように改める。

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十条に規定する身体障害者療護施設に限る。）

岐阜県告示第二百六十二号の二

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示（平成八年岐阜県告示第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、平成十八年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同

日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

表常時介護を要する状態の項中「十万六千五百円」を「十万四千五百九十円」に、「五万七千五百八十円」を「五万六千七百十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万三千五百円」を「五万二千三百円」に、「二万八千七百九十円」を「二万八千三百六十円」に改める。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十六号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程（昭和五十三年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一総括安全衛生管理者が直接所管する所属の部中「大阪事務所」を削る。
別表第三定期健康診断の部一般定期健康診断の項検査項目の欄第三号中「体重」の下に「腹囲」を加える。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年四月一日印刷
平成十九年四月一日発行

発 行 者 岐阜市数田南二丁目一番一号
岐 阜 県
発 行 所 岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりんとびあ十三一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりんとびあ十三一 岐 阜 文 芸 社
定価 一 千 年 四 八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む）